

<参考資料 1> 就業規則 規定例

(業務手当)

第●●条

- 1 業務手当は、法定外の時間外労働を行なった従業員に対して、割増賃金相当額として支給する。
- 2 第1項の業務手当は月額一律〇〇〇〇円とする。
- 3 実際の割増賃金が第2項の金額を超える場合は差額を別途支給する。

(所定労働時間、始業・終業時刻、休憩時間)

第●●条

- 1 所定労働時間は、労使協定により、対象期間を毎年1月1日から1年間とする1年単位の变形労働時間制とし、1年間を平均して1週間あたり40時間とする。
- 2 第1項の労働日数については年間カレンダーにより定める。
- 3 始業・終業の時刻及び休憩時間は、原則として次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、または、繰り下げることがある。

始業・終業時刻		休憩時間
始業時刻	9 時 00 分	12 時 00 分～13 時
終業時刻	18 時 00 分	